

議第24号

三島市個人情報保護条例を廃止する条例案

三島市個人情報保護条例（平成12年三島市条例第23号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の三島市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第4号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において実施機関の職員であった者のうち、同条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を取り扱う事務に従事していた者に係る旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前において実施機関から受託した旧個人情報の取扱いを伴う事務又は指定管理者による公の施設の管理の業務（以下「受託事務等」という。）に従事していた者に係る旧条例第12条第3項の規定による当該受託事務等に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前に旧条例第13条第1項若しくは第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第16条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正、削除及び利用等の中止については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第25条第1項に規定する三島市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者又はこの条例の施行前におい

て旧審査会の委員であった者に係る同条第5項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現に旧条例第29条第1項に規定する三島市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者又はこの条例の施行前において旧審議会の委員であった者に係る同条第7項において準用する旧条例第25条第5項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において実施機関が保有していた旧条例第38条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された公文書をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項に規定する者

8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧条例第2条第7号に規定する公文書に記録された旧個人情報（この条例の施行前において実施機関が保有していたものに限る。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

9 この条例の施行前にした行為及び附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和5年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士